（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第九十四号を次のように改める。

九十四　中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百二十号）による改正前の日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。）

第四十三条第二項第九十二号を次のように改める。

九十二　中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律による改正前の日本環境安全事業株式会社法第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。）

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第四条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第四号中「日本環境安全事業株式会社」を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百二十号）による改正前の日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。）」に改める。

第四十三条第六項第四号中「日本環境安全事業株式会社」を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律による改正前の日本環境安全事業株式会社法第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。）」に改める。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正）

第五条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第四号中「日本環境安全事業株式会社が日本環境安全事業株式会社法」を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社が中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」に、「第一条第一項」を「第七条第一項第四号」に改める。

（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部改正）

第六条　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「新関西国際空港株式会社」の下に「、中間貯蔵・環境安全事業株式会社」を加え、「、日本環境安全事業株式会社」を削る。

（環境省組織令の一部改正）

第七条　環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十九号中「こと」の下に「（中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第七条第一項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務（以下「中間貯蔵業務」という。）に係るものを除く。）」を加える。

第四条第一項第十九号及び第五条第十号中「日本環境安全事業株式会社」を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に改める。

第六条中第十六号を第十七号とし、第七号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵業務に関すること。

第十六条第四号中「日本環境安全事業株式会社」を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に改める。

第十七条第一号中「こと（」の下に「中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵業務に係るもの並びに」を加え、同条第四号中「こと」の下に「（中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵業務に係るものを除く。）」を加える。

第十八条第二号中「こと（」の下に「中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵業務に係るもの並びに」を加え、同条第五号中「及び日本環境安全事業株式会社」を削り、同条に次の一号を加える。

六　中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う業務（廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に係るものに限り、中間貯蔵業務を除く。）に関すること。

第二十条第十号及び第三十条第六号中「日本環境安全事業株式会社」を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に改める。

第三十二条中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵業務に関すること。

第三十五条第九号及び第三十六条第五号中「第六条第十六号」を「第六条第十七号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十二月二十四日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　第二条（第一号に係る部分を除く。）の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫
防衛大臣　江渡　聡徳

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十二月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「別表に掲げるもの」を「治療方法が確立しておらず、その診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっており、かつ、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものであって、当該疾病の患者の置かれている状況からみて当該疾病の患者が日常生活又は社会生活を営むための支援を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めるもの」に改める。

別表を削る。

附　則

この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三